

平成20年度 第1回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成20年（2008年）5月21日（水）午後1時30分から4時
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：有吉美知子、岩井まつよ、大西直樹、北村照子、金早雪、斉藤洋一、関安雄、
矢崎和広、矢嶋廣道、吉澤小枝
長野県：企画部長 望月孝光、人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、人権・男女共同
参画課長補佐 蔵之内充 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

定刻となりましたので、ただいまから、今年度最初の審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は事務局の人権・男女共同参画課の蔵之内充と申します。よろしくお願いたします。

最初出席状況でございます。まだ金委員がお見えになっていないということで、9名の出席でございますが、当審議会の条例の規定によりまして、会議の方は成立しておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、この4月の定期異動により、担当部長、課長がかわっておりますので、自己紹介をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（望月企画部長）

4月1日から企画部長を務めております望月でございます。よろしくお願いいたします。

矢崎会長をはじめ審議会の委員の皆さんには、昨年度から本県の人権政策について、ご審議、ご討論をいただいております。誠にありがとうございます。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

（佐藤人権・男女共同参画課長）

人権・男女共同参画課長の佐藤守賢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（進行：蔵之内課長補佐）

それでは、会議に入ります前に、配付しました資料についてご確認させていただきます。

まず、「次第」、「配席表」、資料1-1「人権に関する県民意識調査質問内容検討資料」、資料1-2「人権に関する県民意識調査質問内容」、資料1-3「質問25の代替案」です。それから資料2としまして、「人権課題に取り組まれている団体からの意見募集結果について」、資料3-1「平成20年度県人権施策の概要」、資料3-2「平成20年度人権施策事業内容」を配付させていただいております。もし不足等がございましたら、お申しつけください。資料はよろしいでしょうか。

本日の予定でございますが、午後3時30分ごろをめぐりにお願いしたいと思います。

それでは、議事の方に入らせていただきますが、審議会の議長は、会長が務めるということになっておりますので、矢崎会長、よろしくお願いします。

(矢崎会長)

どうもお疲れさまでございます。委員の皆さん方には、大変お忙しいところ、時間をやりくりいただきご出席いただきましてありがとうございます。

今日は、審議会の次第に則りまして、まず「人権に関する県民意識調査について」です。これは2回ぐらい検討をし、委員の皆さんからご意見をいただいたところでありまして、今日はご結論をいただきたいと思います。

次の「人権課題に取り組まれている団体からの意見募集結果について」ですが、目を通させていただきましたが、これだけのスペースです。もうちょっと掘り下げてみたい団体もあると思いますので、審議会で直接ご意見を聞きたいと考えています。今日はそのような団体をいくつかお選びいただくことをお諮りしたいと思います。あと、平成20年度の人権施策について、県の方から説明がございます。

限られた時間ではありますが、活発なご議論をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、人権に関する県民意識調査について、事務局から説明をお願いします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

(資料1 1、1-2に基づき説明)

<金委員遅れて出席>

(矢崎会長)

ありがとうございます。それでは、資料1-1「人権に関する県民意識調査質問内容検討資料」1ページから確認をさせていただきます。委員からは、特に質問8についていろいろご意見がありました。いろいろ工夫し、このような選択肢が一番わかりやすく回答しやすいのかなということで、質問8の設問が決定されています。このことや、また1ページのほかの質問でも結構ですが、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

金委員から、この辺についていくつかご意見いただきましたが、完全にご満足とはいかないかもしれませんが、ここまでかなという結論でよろしいでしょうか。

(金委員)

はい、結構です。

(矢崎会長)

1ページはこういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

2ページに入ります。追加や言葉の使い方の検討であります。ご意見ございましたら。

(「意見なし」)

(矢崎会長)

意見はないようでありますので、2ページは事務局案どおりとさせていただきます。

一番ご議論をいただいた3ページであります。同和問題については、最終事務局案では、掘り下げが足りないのではないかというご意見をいただく中で、質問23番から26番にまとめさせていただいております。質問25番につきましては、斉藤委員から代替案を出していただいておりますので、おそれいりますが、ご説明をいただきたいと思っております。

(斉藤委員)

質問25におきまして、技術的な問題として、選択肢4、5の「あまり良くない」、「良くない」は、真反対の意見の両方が含まれてしまう。つまり、もっと特別に扱うべきだという意見の方と、逆に扱うべきではないという意見の方のどちらも、選択肢4、5に入ってしまう可能性があるということです。

その前に、私は同和問題を特別に扱うべきであるというふうには考えていません。これは最初のときにも申し上げたと思っておりますが、その点ははっきりもう一回、申し上げておきます。同和問題に関しては、特別に取り上げるべきだ、取り組んでいくべきだと、そんなふうには思っておりません。

ただ、質問25の選択肢4、5については、技術的な問題ですから、修正の仕方はあると思っております。

県民意識調査をするということは、県民が、例えば同和問題についてどのような考えを持っているかを知り、それをこの審議会が参考にするということだろうと思っております。それに従うということではないはずですが。

こういう設定をしますと、大きくは3つの意見に分かれるだろうと思っております。1つは、「ほかの人権問題と同列に取り組む」。それから、「ほかの人権問題よりはあまり力を入れて取り組まない」。もう一つは逆に「もっと力を入れて取り組むべきだ」。の3つが考えられます。現状では、ほかの人権問題より力を入れて取り組むべきであるという回答は得られにくいらしく予想されます。そうしますと、多分ほかの人権問題と同列に取り組むという意見が多くなるか、もしかするとあまり力を入れないで取り組むという意見が多くなるのではないかと。その場合に、審議会にとってどういう参考になるのかなと思っております。

それからもう一つは、「長野県は」ということだと思っております。特別措置法が終了したあと、同和問題をほかの人権問題と同列に今取り組んでいるというふうには書いてありますが、長野県の人権施策の中で、同和問題は、ほかの問題と同列に取り組んでいるかということ、全く取り組んでいない。すべて切ってきてしまっている現状があると思っております。そうしますと、これは必ずしも現状を正確に伝えていないという問題もあると思っております。それから、

さらに遡って言いますと、同和問題の解決は、特別対策として緊急に行わなければならないという事情があったから、特別措置法がつくれ、特別対策として行われてきたという、そういう事情も忘れてはならないと思います。

そういう説明抜きに、同和問題だけを特別に大きく取り上げると印象を与えるとすれば、事実を正確に伝える質問にはならない。特にここ数年、大阪、奈良、京都で同和問題にかかわる不祥事が相次いで発覚し、それがテレビや新聞などで大きく報じられています。どうも最近のテレビでは、特別に優遇されてきたのではないかというような印象がふりまかれています。そのような中で、このような質問をすると、どういうことになるかちょっと心配があります。

そこで、資料1 - 3として挙げさせていただいたような代替案を作りました。最初の「長野県は、同和問題の解決に向けて、これからは一般対策に工夫を加えつつ施策を推進しようとしています」の「一般対策に工夫を加えつつ」は、部落解放審議会の答申に示されていることですが、「このことについて県民の皆さんはどう思われますか。」という質問にすればよいのではないかと。こうすれば、県民の皆さんがどう考えているかを知ることができるのではないかと、そのように考えて、この代替案を作成いたしました。以上です。

(矢崎会長)

質問25につきまして、委員さん方でご意見ございましたらお願いいたします。

(吉澤委員)

考えてきた、取り組んできたという、そういう態度が必要だと思いますし、対象者がいらっしやるので、その点は言葉も慎重にしていかなければいけないと思います。また、特別措置法において、同和対策を積極的にやる必要があったということをご存知ない方もいらっしやると思います。

特別措置法が終わったというのは、みんなが理解したということではないと思います。言い方が難しいと思いますが、特別措置法の終了にともない同和教育も今までのやり方と変えるということが本当によかったのか、とても不安に思っています。ここでもう一回考え直して、ほかの人権問題と、一緒にどう考えていかなければならないか。そうしたことが、この質問の文章で理解していただけるかといったら、私は無理だと思います。前回のときに、このことを取り上げるのは慎重にした方がいいというのは、そういうことがあったので、説明不足だったと思います。

それで、斎藤委員の代替案ですが、このようにすれば、これからまた推進していこうと思っているという姿勢があらわれていることが理解していただけたと思いますので、やはり質問の文言も注意していかなければと私は思っています。

(矢崎会長)

一般対策という言葉がわかるかどうかと考えると、説明が必要だろうと感じます。一般対策というとちょっとわかりにくい。

今までの議論で、同和対策を特別に、ある意味では人権施策の柱として進めてきたことを、国、県、市町村も一つの大きな転換をした。そのことの是非を聞かなくていいのだから

うかと、私は思っていました。斉藤委員が言われたように、いくつかの人権問題と同列に取り組んでいくという転換に関して是か非か、もっとストレートに聞いたらどうかと、事務局には最初申し上げました。いくつかの人権問題の中で、同和問題は特別にやっていくべきだと従来の方針をよしとする人、同列に取り組んでいくべきだということをよしとする人、もしくは、極端な言い方になりますが解決済みの問題であるという意見もあるかもしれない。わからないという意見もあるかもしれない。

しかし、同和問題についてあまり取り組む必要はないという選択肢はいかがなものかという意見もありましたので、ここにある質問25という形にしました。

今日、委員の皆さんのご意見をお聞きする中で決定していけばいいと思います。もしくはこの質問をやめてしまうという選択肢もあります。

ほかの委員さん方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。関委員、部落解放審議会にも参加していらっしゃいましたが、いかがでしょうか。

(関委員)

私は事務局案でも悪くないのではないかと思います。

(矢崎会長)

事務局案でいいのではないかというご意見、このことに関してはそういうご意見でございますね。

(関委員)

はい。そんなにこだわりません。

(矢崎会長)

どうでしょうか。北村委員、ご意見がありましたら。

(北村委員)

事務局案を読ませていただいて、これでいいと思います。ただ、「同和問題の解決に向けてこれからは、」とありますが、「これから」というのはいつのことだろうと思いますので、やっぱり前段では、この前いただいている、「同和対策の特別措置法が終了したので、同和問題の解決に向けてこれからは、」という言葉がないと、なかなか通じにくいのではないかと思います。

やっぱり言葉足らずになるといけないし、このアンケートについても特別措置法があったということで、今、吉澤委員から、そういうことを知らない人がいるというのであれば、初めて見る人も、「ああそんなものがあつたのか」と、それだけでもいいかなと思います。

(矢崎会長)

ありがとうございました。どうでしょうか。

(岩井委員)

同和問題は、非常に難しい問題でして、ほかの人権問題、例えば女性とか、高齢者とか、子供とかというのは極めてわかりやすいのですが、同和は表面を見ただけではわからない。

しかし、歴然と差別があるということの難しさだと思います。また、方向転換をしたということを知らない方が多いのではと思っています。

今回、今後の施策や立案に役立つような資料としてのアンケートになるのかと思いましたが、結論から言いますと、この質問25というのは、特別な人権問題だというふうに思いますし、斉藤委員の質問ですと、やっぱりかなり長野県の意識というのが入ってきます。それは本当にここに記載していいのかどうなのかという論点になるかと思っています。いろいろ解決しようと思うことが無理なのかなというふうに思っていて、今回はこの質問を省くということも選択肢としてあるのかなと考えました。

(矢崎会長)

それでは、有吉委員、ご意見いかがですか。

(有吉委員)

今、アンケートを受ける立場から考えたときに、やはりその特別措置法があった、終わったということ自体を知らない方は大半なのかなと思います。特にそういうことに関心を持ってやってこられた方、例えばそういう地区で、実際にそういう対象にあった方からすると、ひと言でいうのは、先ほども出ましたけれども、子供の人権とか、お年寄りの人権に比べると非常にわかりにくい問題ですよ。

ですから、私もこの「終了した、ほかの問題と同列に取り組んでいます」という、その前提の説明が細くなければ、何だかよくわからないという質問になってしまうかなと。実際に特別措置法が終了していますので、あえてここで出さなくても、出さない方が混乱はないのかなというふうに思いました。

(矢崎会長)

すみません、一人ずつご意見をお聞かせいただきたいので。大西委員から。

(大西委員)

今までのいきさつとか、問題とかがはっきりわからずに、こういう質問ですと、どちらかに分かれてしまう。すると、結果がひとり歩きしてしまうということもあると思うので、このことについては、はっきりどちらかという形ではなくて、いいのではと思います。

(矢崎会長)

金委員と矢嶋委員はいかがでしょう。

(金委員)

質問の内容はともかく、先ほど斉藤委員からありましたように、「あまりよくない」を、集計したときに、どちらの意見かわからないのはちょっとまずいと思います。

内容ですが、同和対策特別措置法に踏み込んで、特別措置法は終わったけれども、条例

的なものとして取り組むべきかどうか、そういう言い方をするのか、しないのか。

団体はこの状況をどのように考えているか、資料2を見ていたのですが、特別措置法がなくなったことについて、アンケートで踏み込んだときに、この審議会がそう判断したと受け取られるのも困るのかどうか。

いずれにしても、質問23は、どういう人権問題が起きていると思ったか、質問24は、本音はどうか聞きたいというもの。質問25は、特別措置法のことを突っ込まないと、具体的なことがわからないが、若い人がどれだけ知っているか。もし、年齢、段階的にちょっとそういう形が出てきてしまうのかなと。それで、質問25は困ったなというのが私の意見です。

(矢嶋委員)

一般対策に移行という同和対策上大きな政策転換が行われたことは事実です。その転換について、県民がどのように承知しているかを、この政策審議会としては承知しておきたい感じはします。ただ、今出されたようないろいろな問題があるのであれば、質問自体に説明を加えて、同和対策の経過がわかるように、長くなっても説明を加えとか、あるいは、右と左の答えが同じというような技術的な問題が解決すれば、やはり聞いておきたいことです。

「同列」という言葉は、私は、ちょっと冷たい、つき離れた感じがします。ですから、この言葉を使わないで、県民が政策転換をどう理解したか、同和関係はかなりいろいろなところで研修とか行われていますので、少し説明を加えればわかる人もいます。私、個人的には、聞いてみたいと思います。

(矢崎会長)

ありがとうございました。ほとんど3つに分かれました。

(有吉委員)

よろしいですか。アンケートで細かな説明をするというのも一つだと思いますが、このアンケートを受けたときに、その説明をじっくり読む人がどれだけいるのかと。私たちもいろいろなアンケートをとるときに、いかにパッと見てパッと答えられるかが、集められるポイントになるのです。説明となってしまうと、関心ある人はもちろん見ますが、そうじゃない人は、どうかなと思います。やはり、アンケートを受ける人の負担が軽く済むような工夫も必要ではないかなと思います。

(斉藤委員)

すみません。実は、私もこの質問はなくてもいいという意見です。私なりに質問25にこだわったところは、「同列」というところよりも、むしろ「特別」ということです。つまり、ほかの問題については、「特別」だとか「同列」だとか、そういう聞き方は全くしていないのに、同和問題だけ、さも特別にこれまで扱ってきたというような印象を与えるとすると、かえってこれは同和問題に対する印象を悪くするのではないかと思います。それで、この質問はなくてもいいが、もし入れるのであればということで考えたのが、25の代替案の

一般対策でこれからやっていくというものです。

ただ、慎重にしたいことは、先ほど言いましたように、一般対策という言葉自体がそもそもわからないことです。これから県はこういう方向でやっていこうとしているが、それについてどうですかということ聞いてみたらということです。これについて、いろいろな議論があるのなら、なくてもいい質問と思います。

「特別」と言いますが、そもそも、同和問題はもっとも立ち遅れた問題であった。だから特別に力を入れてやってきた。その結果、ようやく「同列」になったかということ、まだ「同列」には全然なっていないという現状があると思います。例えば子どもの問題にしても、障害者の問題にしても、それぞれ特別な問題で、特別な対策を取っているはずです。だから何か同和問題だけが特別というのは、私は違うのではないかと思います。私はそもそもそこが問題だと思うのです。ですから、この質問はなくてもいい、どちらでもいいけれど、というつもりで提出させていただきました。

(矢崎会長)

ありがとうございました。いろいろご意見がありますけれども、私の方でまとめさせていただきたいと思いますが、質問25については取り下げた方がどうもよさそうです。よくわからないままにミスリードされるという委員のご意見をお聞きしています。質問26が多少それに絡んだ質問と思います。同和問題についてあなたは どう思うかという中で、多少、アンケートとしてのニュアンスはとれるのかなという部分がありますし、団体意見の中で少し掘り下げてもいいのかなという感じがいたしますので、質問25については、質問内容からはずささせていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

それでは、そういうことでよろしく願いいたします。どうぞ。

(斉藤委員)

質問24の(2)の選択肢の3、4は、ちょっと重複と言いますか、そもそも質問が、「あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたらあなたは どうしますか」ですから、選択肢3「家族の者や親戚の反対があれば結婚しない」と、選択肢4「絶対に結婚しない」と重なっていますので、選択肢4は不要ではないかと思えます。そもそも質問に「反対を受けたらどうするか」とあって、選択肢3で「反対があれば結婚しない」としているのですから、選択肢4は不要と思えますが、いかがでしょうか。

(矢崎会長)

いかがでしょうか。事務局はどうですか、今の斉藤委員のご意見に対して、特にこの選択肢3、4を別にしなければいけないという理由はありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

特にございません。

(矢崎会長)

それでは、選択肢4ははずし、選択肢1、2、3で聞くことにしましょう。質問23から26までご意見がございましたらお願いいたします。

(「意見なし」)

(矢崎会長)

次に3ページの質問16について、こんな形で出させていただくことで、よろしいでしょうか。

これは金委員からご意見をいただいた部分でしょうか。こんな形でよろしいでしょうか。

(吉澤委員)

すみません。日本に居住している外国人というふうにしてありますが、この資料の調査対象で、外国籍住民とありますが、質問16は、外国人のままでいいのですか。

(矢崎会長)

外国籍住民というと、何か違う意味に取る人もいるかもしれませんね。普通は外国人という呼び方をしますから、外国籍住民というと、意味が違うのかなと取る人もいる。

(吉澤委員)

在日の方の問題に関しては、帰化している方がいるということでしょうか。外国籍住民という文章を出すことに問題はないのか。

(矢崎会長)

事務局、どうでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

多文化共生の事業では、外国籍県民という言い方をしています。今回のアンケートでは、広く外国人という形の方が、アンケートされる方はわかりやすいという気がします。

(矢崎会長)

よろしいでしょうか。特にご意見がなければ、このままでいいような気がします。

(斉藤委員)

吉澤委員は、どちらがいいと思いますか。

(吉澤委員)

外国人というと、何か異星人のようなニュアンスがあって、ちょっと差別的言葉のように聞こえるのですがどうですか。

(齊藤委員)

多分、この質問に関して言うと、要するに国籍が、例えば肌の色が黒い人が日本国籍を持っていても、外国人と見られるということだと思のです。ですから、日本国籍があるとかないとかという問題ではなくて、見た目などの問題になると思いますから、外国人の方がよいように思います。

(矢崎会長)

例えばフィリピンの女性が日本人と結婚しますね。国籍は日本人だけれども、周りは外国人と見ますよね。外国人という方が、いわゆる世間でいう外国人になると思う。

(齊藤委員)

選択肢1に、交際や関わりを避けるなどがありますから、そういうことで言うと、国籍ではないということになるのではないかな。やっぱり見た目とかそういうことになるのだらうと思います。そうすると、外国籍と書くよりは、要するにとりあえず見た目は外国人という、そういうくくりの方が、この場合はいいという感じがしますけれども。

(矢崎会長)

そうしますと、4枚目につきましては、特にご意見がございませんということで。

では5ページ目、属性について訂正をさせていただいてあります。属性について何かご意見がありましたら、お願いします。

今回の訂正案は、国とか県とか、こういう分け方でアンケートを取ったことがあるということですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

先ほど説明しました県民意識調査の区分で、属性等出させていただいています。

(矢崎会長)

そうすると、この最終提出案は、現在の県民意識調査の属性ということですね。今回のアンケートの属性もこの分け方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

ありがとうございます。それではいろいろな検討をいただきましたが、県民意識調査の質問内容については、これで実施いただくということで、よろしく願いいたします。

それでは次に移りたいと思います。

(金委員)

すみません。少し形式上のことで、資料1 - 2の質問4の選択肢6と質問11の選択肢4の字句の調整をお願いします。

それから、質問11から13では、「人権上問題がある」、質問16では、「人権上特に問題がある」、質問14、15、17、18では、「現在、どのような問題が起きている」とあります。

要するに「人権上問題がある」という言い方と、「起きている」とあるが、これは使い分けているのか。それから、「人権上問題がある」の中に、「特に」という表現があるが、これも意味があるのか。

質問22で、それまでは人権問題について、「現在、どのような問題が起きている」とありますが、そこは「現在」が落ちているので、そこも統一した方がいいのではと思います。

続いて、今の経緯でいうと、8ページの質問24の(2)で、選択肢の3では「家族の者や親戚の反対」とあるが、選択肢の2では、「親の説得に」とあり、これは、家族や親戚の説得はしないけれども、親だけ説得するということになってしまいますので、反対している人を説得にとか、ちょっとつじつまをあわせた方がよいと思いました。

(矢崎会長)

質問の仕方に統一性がないところがあるというご指摘ですね。「現在」と書いているところと、書いていないところがあって、何か意味があるのかということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

質問10から28につきましては、前回説明したかと思いますが、国の調査に準じていますので、精査させていただくということによろしいでしょうか。

(矢崎会長)

今の点については、事務局で整理をして、内容についてお任せいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

それでは、そういうことでお願いします。

次に団体からの意見募集がまとまっています。事務局から説明をしてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

(資料2に基づき説明)

(矢崎会長)

この資料は、委員の皆さんは事前にご覧になっているということで進めてよいですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今回の審議会の資料ということで先週配付させていただきました。

(矢崎会長)

そうしますと、この資料について意見はどうかということではありませんが、この意見は、何らかの形でまとめる必要になるわけですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

審議会で直接お聞きしたいという意見がありましたので、その参考という部分もございます。

(矢崎会長)

この意見募集について取り扱いをどうするかという問題があります。もし今回の審議会の結果を小冊子にまとめていくということであれば、このお聞きした意見は埋没していいのだろうか、単にヒアリングをするための団体を選ぶための資料ということで割り切っているかという問題があります。例えば、人権に関する県民意識調査は、何らかの形で世の中へ出ますね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。県民意識調査は出ますし、団体意見もいろいろな意見をいただいたということで世の中に出ます。個々の団体ごとではなく、一覧表で公表することを考えております。

ただ、各団体からこのような意見がありましたので、参考にしていただいて、直接意見を聞く団体を選んでいただく一つの資料になればというものです。

(矢崎会長)

基本的にこの意見募集は、これから県が政策決定していく、若しくはこの審議会で議論をどこまで進めていくかの参考資料ですが、どのような形で進めていきましょうか。

例えば、女性、子ども、障害者、同和問題、外国人等分野別にいうと課題はいくつありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

大きく人権の団体としては、8つございます。女性、子どもに関する団体、高齢者関係の団体、障害者関係の団体、同和関係の団体、外国人支援の団体、その他の人権団体。それから支援団体です。今回、意見が提出されたのは、この他にどこにも属さない団体を含めて9種類の団体から出てきているということです。

(矢崎会長)

何団体をお願いをして、何団体から意見があったのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

131団体をお願いしまして、37団体から意見の募集がありました。

(矢崎会長)

もう少し突っ込んでご意見をお聞きしたいという観点から、団体を選ぶとすると、どう
いう方法で決めたらよろしいかということですが、ご意見がありましたらお願いします。

カテゴリー別に選ぶようなことでいいかどうか。女性、子ども、高齢者、障害者、同和
問題、外国人と、対象としてこの6つくらいで、あとはその他の団体がいろいろあるとい
うことですね。

この審議会として、最終的には基本方針を出すというわけですので、聞いておきたいカ
テゴリー、若しくは団体をお挙げいただきたいと思います。ご意見がありましたらお願い
します。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今、仰いました6分野のうち、高齢者関係と外国人支援団体につきましては、それぞれ
1団体ずつしか意見がありませんでしたので、その点を考慮していただければと思います。

(矢崎会長)

今までの議論では、同和问题と外国人の問題が比較的頻度が高くご意見をいただいた感
じです。

中でも同和问题については、いろいろなご意見をいただきましたので、もう少し突っ込
んだ話をしたいと思っておりますが、どの団体がふさわしいでしょうか。斉藤委員からご
推薦をいただければと思いますが。

(斉藤委員)

実は意見を寄せていない団体ですが、NPO法人の「人権センターながの」があります。
ここ5年ぐらいの間に何組も結婚差別の相談を受けていて、いろいろ努力されています。

私が一番危惧しているのは、これから結婚する人たちです。同和教育に先進的に取り組
んできた学校を卒業した兄弟が親と一緒にになって反対しているとか、結婚に反対され親元
を飛び出して生活しているというような青年もいます。どんな現状があってどんな取り組
みをしたらいいかを聞くのであれば、「人権センターながの」が一番いいのではないかと私
は思います。

(矢崎会長)

同和问题については、「人権センターながの」の方においでいただいたらとの斉藤委員
のご意見ですが、もしほかにご推薦いただける所がありましたらお願いします。

(岩井委員)

今の「人権センターながの」は、意見募集する団体から漏れたということでしょうか。

(斉藤委員)

いえ、入っています。

(岩井委員)

同和問題の団体にはない。その他のところですね。

(斉藤委員)

別の話になるかもしれませんが、SBC信越放送で中山英一さんの生涯を取り上げた番組が、少し前に放送されました。その中には、「人権センターながの」で、結婚差別問題の相談を受けている姿も映っていました。それこそプライバシーにかかわりますので、後ろ姿しか映していませんでしたが、そのテレビ番組でもとりあげられたNPO法人です。

(矢崎会長)

他に、どなたかご推薦いただく団体があればと思いますが。

「人権センターながの」は、同和問題だけではなくて、全般なヒアリングと言いますか、ご意見をお聞きすることになりますか。

(斉藤委員)

同和問題が中心になると思います。

(矢崎会長)

そういうことでいいですか。わかりました。

外国人、障害者、女性、子ども等もちろんありますが、どうでしょうか。特に長野県は、外国から働きに来られている方が多いわけですので、ある意味では、長野県の今の大きな課題だと思います。

外国人の人権問題というテーマでどこかお聞きするところはありますか。有吉委員、どこかございますか。弁護士のお仕事の中で、外国人の差別という問題。

(有吉委員)

外国人だけの委員会みたいなものはないので、多分、人権救済センターというところが一番いいですかね。

(矢崎会長)

関委員、経営者協会の中に、ダイヤル110番で、外国の方が雇用問題とかいろいろな問題があったときに受け入れるような窓口みたいなものはあるのですか。

(関委員)

労政部というところでいろいろな「労務相談」を受けています。

(斉藤委員)

よろしいですか。最近ちょっと連絡を取っていないのでわかりませんが、国際連帯佐久

市民の会という会が、東南アジアから働きに来ている人、特に女性を支援しています。例えばH I Vに感染した方への支援とか、そのような活動をしている団体ですが、そういう問題についてはかなり現状をお聞きすることができますと思います。

(岩井委員)

北信外国人医療ネットワークはどうですか。

(吉澤委員)

就労や離婚問題についてはやっていません。医療に限っての支援ということになっていきますので、背景としてはいろいろ関わってはきますが、一人ということではなければ、お聞きするのはいいかと思います。

(矢崎会長)

候補の一つにしておきましょうか。

(関委員)

特に同和問題は、歴史が長いので、事務局で調べて提案してもらった方がよいと思います。

(矢崎会長)

変な選び方をしますと、お叱りを受けることがございます。

(関委員)

全部に呼びかけたわけじゃないですからね。

(矢崎会長)

そうです。

わかりました。「人権センターながの」だったら全然問題ないですか。

(斉藤委員)

別ものですから、そういうしがらみがない方がいいかと思いました。一方の団体を呼んでもう一方を呼ばないということになると、問題になるかもしれませんので、「人権センターながの」を推薦しました。

(矢崎会長)

わかりました。それでは最終的にご意見を聞く中で、ご推薦いただいた委員ともお話しをしながら、団体については事務局で、私も加えさせてもらって決めさせていただきますが、ほかのカテゴリーは、こんな意見を聞きたいという団体さんがありましたら、ご推薦をいただきたいと思います。

今のところ、同和の問題と外国人の問題については、どこかの団体の意見を聞きたいと

ということですが、それ以外の分野で、ここから聞きたいというようなことがあれば、分野の選定のご意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

高齢者の問題や男女共同参画の問題や子育ての問題は、特に聞かなくてもいいかなという感じもしていますが。はい、どうぞ。

(大西委員)

私は、女性、子ども、高齢者、障害者と、そういう分野の仕事はしていますが、そういう分野の方は、比較的さまざまな取り上げられ方を、いろいろな手段でされているように思います。それに比べると、やはり同和、外国人の問題というのはちょっと少ないような印象を受けるので、やっぱりこの審議会として、偏重があるわけではないですが、ご意見が先ほどから出ているように、外国人の問題は少しウエイトを置いてお聞きしてもいいのかなというふうに思いました。

(矢崎会長)

どうでしょうか。子どもの場合にはエンゼルプランとか、高齢者はシルバープランとか、いろいろな場で意見は聞いているかと思います。

そうしますと、同和問題と外国人の問題について、それぞれの地域ないしは任意団体からご意見をお聞きするというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

では、ちょっとそこら辺を事務局の方で、ご意見いただいた斉藤委員、大西委員、岩井委員ともお話しただいて、最低一つずつ、必要があれば1分野2団体ということでやっていただけですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。

(矢崎会長)

それでは、そういうことでさせていただきたいと思います。

(金委員)

外国人ですが、長野県の場合、一番多いのは日系ですね。これは帰化とか、留学生なのか、それによっても随分違いが出ますので、それをこの審議会として何を聞きたいのかをむしろ明らかにしないと、団体も全然違ってくることになろうと思います。国際交流、地域での交流をやっている団体もありますし、国籍によっても違うと思います。

(矢崎会長)

そうですね。同和の問題は、実際に担当されているいくつかの団体を聞くのなら全部か

ら聞かないといけない。聞かないのなら、ちょっと離れたところのご意見をお聞きしたらというご意見をいただいております。

外国人の問題をどこに切り口を絞るかということ、ちょっと詰めたいと思いますが、金委員は、特にこの部分を掘り下げたらというご意見はございますか。

(金委員)

ブラジル国籍の人で、未就学の児童については県で力を入れているとの話なので、新たに来たブラジルの子供たち、ブラジル日系人も含め、そういう人たちの日常というか、就学問題とか、それに対して県の支援が、どういうところで必要とされているとか。自治体で数が多いところは就学指導員をおいていますので、どういう相談をやっているか聞きたいと思います。

(関委員)

ブラジルの方が一番多いのは上田地区ですので、上田地区の適切な方に来ていただいたらどうでしょうか。また、日本に働きに来ていらっしゃる外国人労働者がたくさんいらっしゃるので、その問題でも取り上げられると思います。

(矢崎会長)

今、上田とおっしゃられましたので、上田市国際交流協議会がいいのではないかとということでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

よろしいですか。県の事業で、多文化共生くらしのサポーター設置事業ということで、財団法人長野県国際交流推進協会の中に、それぞれ4カ国語の相談員を置いた相談事業を行っております。そこですと、いろいろ相談もありますので、実態とか、問題点とか、先ほど言いました未就学、SANTAの関係もやっておりますので、ある程度内容が把握できるのではないかなと思います。

(矢崎会長)

外国人の方の対応というのは、これから大きな問題になってくるだろうと思いますので、今、課長がおっしゃられたような方向で、団体を選んでよろしいですか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

そういうことでやってみてください。

(吉澤委員)

日本人と結婚した外国人の配偶者が、日本語をあまりよく話せない、日本の文化、生活になじめていけないということが、問題化してきています。国の習慣なのでいけないこと

とは思わず、子どもに学校を休ませて下の子の世話をさせるようなことが現実起きています。就労でブラジルから短期的に滞在している人への支援ももちろん必要なことですが、国籍はあるが暮らしになじんでいけない日本人配偶者の問題もあると思います。

(矢崎会長)

わかりました。

今までお話しいただいた中では、外国人の問題と、そして同和の問題について、1団体か2団体ずつご意見を聞きたいということですが、同和の問題については、直接というよりも、もう少し離れたところから、客観的な問題点をクローズアップさせるような団体を選びたい。

外国人の場合は、先程、金委員がおっしゃったような方向で、あとはお任せいただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

そういうことで、お願いいたします。

それでは、長野県が進めています20年度の人権施策について説明をしたいと思います。お願いします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

資料に基づきまして、事業ごとに関係からご説明をさせていただきます。

(資料3 1、3-2に基づき関係課から説明)

(矢崎会長)

質問がありましたらお願いいたします。

(斉藤委員)

資料3-1についてなんですが、そもそもどのような資料かということをお尋ねしたいと思います。

3ページの(6)同和問題ですね。この資料をお送りいただいて拝見したときに、私はドキッとしました。同和对策事業については、田中前知事の時代にほとんど廃止したと聞いておりましたが、こんなに事業があって、なおかつ予算額を見ると、人権啓発センター情報発信事業1,089万、同和福祉資金4,010万円、こんなにも使っているのかというように最初は見ました。私の認識不足で、今もこんなにお金を使っているんだと思ったのです。

しかし、よく見ると、この人権啓発センター事業は、真っ先の人権問題全般にあって、1,089万円と上がっています。それで、その人権啓発センターが、同和問題にも重複して記載されているわけです。それから、同和福祉資金貸付事業4,010万円ですが、これでいうと、県が4,000万円余も使っていることになりませんが、これは県が県社会福祉協議会へ貸し付けて、それで年度末には返ってくるお金ではありませんか。違いますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

返ってきますが、償還されていない部分は、また改めて翌年度貸し付けています。

(斉藤委員)

結局、貸し付けても返してもらおう。返してもらって、まだ返してもらえない部分について、また翌年度貸すということですから、別に今、新たに県がお金を使っているということではないですよ。

滞納の問題ですよ。けど、今新たに県が、確かに予算にはなっていますが、予算化して、このお金を毎年毎年、使っていることではないですよ。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

現在は、いわゆる「コログシ」という形をとっていますが、当初貸出は、一般財源を用い貸し付けておりますので、県のお金は使われているという解釈であります。

(斉藤委員)

福祉資金の貸付事業も平成13年で終了しているし、その下の事業も16年で終了しています。そうしますと、県が同和問題に関して今何をやっているのかを見ると、4つぐらい。

この資料で見るといっぱいやっているように見えますが、部落差別をなくすために、今、県が何をやっているかとなると、何にもやっていないのではないかと。私はそう思います。

県のホームページを見ましたら、例えば障害者自立支援金で、68億9,670万円余という金額が挙がっていました。しかし、それはこの資料には載っていない。ところが、同和問題に関しては、4,000万円余が載っています。障害者自立支援事業の68億円はここには載っていませんね。つまり、載せるのならそういうものも全部載せるべきではないかと思うのですが。

(矢崎会長)

どうですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

まず、このほかにやっていないかといいますと、先ほどの一般事業の中で、「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業」などは、同和問題も含めて平成15年度から実施しておりますし、昨年度は、県民支援の相談窓口のハンドブック、これを新たに作成して、窓口の明確化にして指導をしております。それから、隣保館運営の補助金、これも従来隣保館ということでしたが、人権・共生まちづくり事業補助金ということで、その内容を若干見直したり、改正したりして、ここに挙げたものだけでなく、一般事業の中で同和対策事業を行っております。

それと、特にここに挙げたものにつきましては、それぞれの障害者ですとか高齢者だとか、女性とか、特化したという言い方ではありませんが、特にこういうことをやりますよということを中心に、各部から挙げていただいて、それをこの別表にまとめてあります。

(斎藤委員)

そうしますと、人権啓発センターは1ページに上がっているわけで、それでいいはずですよ。つまり、同和問題は人権啓発センターで、それからアイヌの方々に関する問題も人権啓発センターでやって、それから、刑を終えて出所した人に関する問題も人権啓発センターでやっていて、人権啓発センターは、この問題しかやっていないということになるわけですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

いえ、先ほど説明しましたように、人権問題一般についてセンターで啓発しておりますので、それぞれの人権問題別に項目を立てた場合に、それぞれの項目に、センターの事業費を按分というか、分けることもできませんでしたので、総計という形で再掲させていただいているということです。

(斎藤委員)

そういうご説明であれば、人権啓発センターというのは、当然障害者に関する問題も扱っていますし、さまざまな人権に関する問題も扱っているはずだと、私は思っていますが、なぜこの3つだけ、人権啓発センターが出てくるのでしょうか。

それから、予算額1,089万円と書いてありますが、実際には、そこにいる3人の推進員の方の報酬が占める割合が多いのではないかと私は推測していますが、同和問題に関して、それではどのぐらいの予算を使っているのですか。1,089万円のうち同和問題に関してはどのぐらいお使いですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そこまで区分けはしておりませんが、今、斎藤委員がおっしゃるように、その3名の推進員の人件費とか、研修会の経費、消耗品、そのほかに啓発ビデオや資料を購入する代金としてやっておりまして、特に、この人権問題というような区分けはしておりません。

(斎藤委員)

この表は、そういう意味ではちょっと作り直していただいた方がいいのではないかと、いうふうに私は思います。

(矢崎会長)

これは、この審議会だけのための資料ですね。別にこういう形で県民に配布されるとか、ほかのところで使われるということはないですね。この審議会だけです。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

特にほかに公開するということではしておりません。

(矢崎会長)

出す場所はこの審議会だけですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

審議会用にまとめて今日提出させていただきました。

(矢崎会長)

この資料3 - 2の事業内容には予算額が入っていないということですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

事業内容には金額が入っているものもありますし、内容だけを説明したものもございます。ちょっとまちまちで申しわけなかったですが、事業内容の様式の統一は取っておりません。

(矢崎会長)

基本的にはほとんど入っていませんよね。予算額だけはずしておいたらどうですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(望月企画部長)

事務局で作成しましたが、他意は全くございません。一覧表を作成して見やすくして、たまたまこの事業とこの事業とこの事業については、事業内容ということで作成したと。これだけを施策として、この部分を出すとか、決してそういう意味ではございません。この資料は県の事業を見ていただく参考としていただければと思います。事業の中身がどうだという観点から、もっと必要だとか、そういう議論をしていただければ。決して他意はございませんのでよろしく申し上げます。

(矢崎会長)

私はこういう資料を見慣れていきますから、なるべく仕事をたくさんやっているように、したいものですから。ご指摘のように、同和問題について、オリジナルな特別予算は使われていないという解釈をここで確認したという形でいいですね。

わかりました。ほかにご意見、ご質問はありますか。

(「意見なし」)

(矢崎会長)

それでは次回の審議会について。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

次回の本年度第2回の審議会ですが、以前、予定等を確認させていただきました、第1

希望であります、平成20年7月24日木曜日、午後1時半から、ここ特別会議室でお願いしたいと思います。

(矢崎会長)

よろしいでしょうか。それでは次回、そういう形で、できるだけまた多くのご質問をお願いいたします。ほかに事務局は何かございますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

アンケート調査の質問の言葉の言い回しとか、使い方についての統一は、また会長と相談させていただきたいと思います。意見聴取の団体につきましては精査していきたいと思いますのでお願いしたいと思います。

(矢崎会長)

ちょっと時間がオーバーをいたしました、大変ありがとうございました。20年度第1回の人権審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(蔵之内課長補佐)

長時間のご審議ありがとうございました。

本日はこれをもって、第1回目の審議会を終了いたします。気をつけてお帰りください。ありがとうございました。